

緑区白山四丁目の宅地造成等規制法違反の代執行工事終了について

平成 26 年 10 月 6 日の台風 18 号の大雨に伴う、緑区白山の崖崩れにつきましては、土地所有者である違反者に対し、同年 10 月 10 日に是正措置命令を発令しましたが、命令が履行されませんでした。

崖が崩れた状態のままにしておくことは、豪雨の際に 2 次災害が発生する危険性があり、周辺への影響が著しく大きいと判断し、行政代執行工事に踏み切りました。

本年 2 月に工事に着手していましたが、このたび工事が終了し、斜面の安全性は確保されました。今後は、違反者である有限会社ツヅキ企画に対し費用徴収を行ってまいります。



崖崩れ直後：平成 26 年 10 月 7 日撮影

主要な工事終了：平成 27 年 7 月 31 日撮影

1 代執行の経緯

(1) 違反の概要

- ・土地所有者兼造成主：有限会社ツヅキ企画 取締役 手塚 博仁
- ・造成工事の概要：盛土の面積 約1,182㎡、崖の高さ 最大約19m
- ・違反条項：宅地造成等規制法第 8 条（宅地造成に関する工事の許可）
宅地造成等規制法第 9 条（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

(2) 主な経過

平成26年10月6日	崖崩れ発生
10月10日	是正措置命令を発令（宅地造成等規制法第14条第3項） （期限 平成26年11月30日）
12月17日	行政代執行法に基づく戒告（期限 平成27年1月31日）
平成27年2月3日	代執行令書を交付
2月9日	代執行工事に着手
6月16日	宅地造成等規制法違反（命令違反）で神奈川県警察に告発
8月17日	代執行工事の終了

2 代執行工事の概要

崩れた土砂の搬出、斜面保護のための法枠^{のりわく}設置、及び、U字溝などの排水施設の設置が主な内容です。

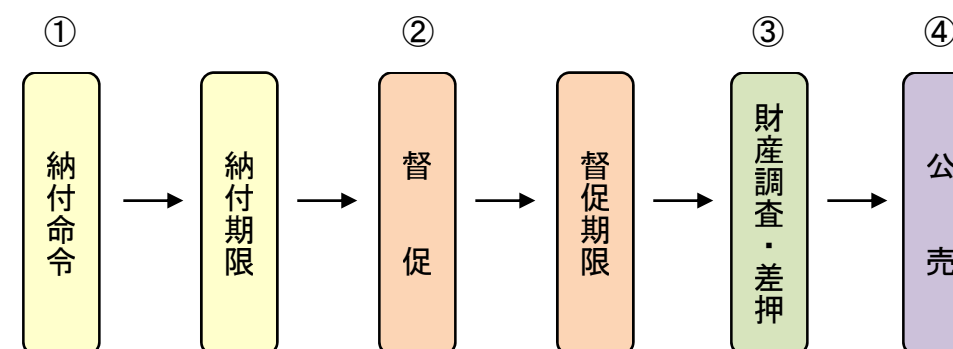
- ・工事箇所：横浜市緑区白山四丁目 1234 番の 1
- ・工事施工者：「行政代執行に伴う緊急措置工事に関する協定」に基づき、一般社団法人横浜建設業協会から推薦を受けた、緑区内の土志田建設株式会社を選定
- ・工期：平成 27 年 2 月 9 日 ～ 平成 27 年 8 月 17 日
（斜面の保護工事など主要な工事は、7 月 31 日に終了）
- ・工事費：約 2 億 9 千万円

3 今後の費用徴収について

工事施工者への支払い終了後、要した費用について、国税滞納処分の例により、違反者である有限会社ツヅキ企画に対し請求し徴収してまいります。（根拠法令：行政代執行法第 6 条）

<今後の流れ>

- ①違反者に対し納付命令を発令
- ②納付期限が来ても納付されない場合、督促状を発付
- ③督促状を発付しても納付されない場合、財産調査、差押えを実施
- ④差押えた財産について、公売などにより費用を徴収



【費用徴収の流れ】